

令和 7 年度
永平寺町社会福祉協議会
事業計画

使命・経営理念

1. 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とし、その達成のため、永平寺町社協の事業は以下の理念に基づき展開してまいります。

- (1) 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉施設、ボランティア及び福祉活動団体はもとより福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって住民参画型の福祉社会を実現すること。

また、教育機関と連携しながら積極的に福祉教育を実践し、次世代のマンパワーを育成する。これにより福祉が永平寺町において文化として定着すること。

- (2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できる自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現すること。

- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動も含む）と保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される地域に根ざした支援体制を整備すること。

- (4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の狭間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦すること。

2. 組織特性を活かした組織運営の実現

社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、こうした組織特性を活かした組織運営が求められております。

- (1) 地域に開かれた組織として住民参加を徹底し、積極的な情報公開や説明責任を果たします。

- (2) 事業経営について責任ある組織的な判断を可能とするために事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営をめざします。

事業体制（重点目標）

令和7年度は、地域福祉の推進に必要な事業を行うために、組織全体での取り組みに加え、下記の通り部門別に重点目標を掲げ事業推進に努める。

（1）法人運営部門（法人運営課）

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う部門。

◎経営改善計画の策定と推進・実行

- ・中期的な計画策定と実行により財政および経営・運営全般の立て直しを図る。
- ・組織・運営体制の強化。

◎各事業所の資金収支を意識した財務管理と予算執行

- ・サービスに係る人員配置、マネジメントの強化（収支バランスの維持）。
- ・月次予算管理の日常的な取り組みの推進（予算管理プロジェクト）。

◎経費削減と自主財源確保の推進

- ・組織内の共通認識を持った事務費を中心とした経費削減への取り組み。
- ・社協会費、共同募金などの自主財源確保の強化と県社協等の助成事業の活用。

◎情報共有と組織内連携の強化（対話とコミュニケーションづくりの推進）

◎苦情、リスクマネジメント、事故等へのスピード感のある対応と検証

◎広報およびSNSなどを活用し、社協活動および地域の福祉活動の情報発信

◎職員の育成と成長および資格取得推進（専門の高い資格）

（2）地域福祉活動推進部門（地域福祉推進課）

地域住民や地域のあらゆる団体・組織およびボランティアと協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた取り組みを計画的に行う地域福祉を総合的に推進する部門。

◎地域福祉活動計画（第3次）の策定と目標達成に向けた取り組み

◎アウトリーチによる地域福祉活動の強化

- ・ふれあいサロン、小地域福祉委員会など支え合い活動への支援と推進。

◎民生委員、福祉委員などとの連携した個別課題の解決に向けた取り組み

◎居場所づくりの推進（高齢者から子供までつながりを意識した取り組み）

◎住民主体のボランティア活動の推進（有償ボランティアの検討）

◎小中学校を中心とした福祉教育の推進

(3) 福祉サービス利用支援部門（地域福祉推進課）

福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行う部門。

- ◎福祉総合相談所の充実（各事務所で気軽に相談できるよう窓口相談の推進）
- ◎生活困窮者へのスピード感ある対応支援（柔軟な食糧支援など）
- ◎生活のしづらさや課題を抱える人へ寄り添う支援体制づくり（課を超えた連携）

(4) 在宅福祉サービス部門（法人運営課）

介護保険・障害福祉サービスを始め、多様な在宅福祉サービスを提供する部門。

- ◎利用者の確保に向け、創意工夫による健全な利用者本位の事業運営
 - ・毎月の利用者数目標を設定し、実現するために柔軟なサービスの提供と PR の強化。
- ◎サービス品質の向上（レクリエーション、趣味活動の充実と個別ニーズへの対応）
- ◎アンケートの実施（利用者の声を取り入れたサービスの提供）。
- ◎町内介護サービス事業者との連携（町内の介護ニーズの把握と福祉サービス向上）

(5) 地域包括支援センター（町受託）

介護予防、総合相談、権利擁護、包括的マネジメントを業務の柱とし、地域で高齢者とその周囲の人々を支援する部門。

- ◎「総合相談支援」
 - ・早期発見・見守り・支え合い活動を推進するため、医療、保健、福祉関係機関や民生委員、企業などの地域関係者、ボランティア、地域の関係者とのネットワーク構築に努め、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを進めていく。
- ◎「集いの場」
 - ・地域で健康に安心して暮らし続けていくために住民が主体となって運営する、集いの場と介護予防に取り組む場の創出に必要な支援を、第2層生活支援コーディネーターと協働し実施していく。
- ◎「認知症への理解」
 - ・地域住民や企業等に対し、「認知症」の理解促進活動に取り組んでいく。また、共生が可能な地域づくりおよび認知症予防の重要性について、地域住民への理解が深まるよう小学校・自治会・地域活動団体等への普及啓発活動を実施していく。

法人運営事業

1. 法人運営事業

- (1) 評議員会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 監査の実施（決算監査・中間監査）
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催
- (5) 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会
- (6) 事務局の強化

- ◆ 職員の採用計画の検討

職員の年齢分布や定年退職、再雇用、資格取得者の状況などを把握し、計画的な職員採用を検討する。

- ◆ 資格取得支援

高難度化する福祉・介護系資格取得に向け、受験資格要件や合格体験などの受験情報の提供や、受験を目指す職員のサポートを行っていく。また金銭面の援助や資格手当をより手厚くし、多くの有資格者の輩出を目指す。

- (7) 社協会費の加入促進

社協会費への加入促進の増強を図る。

- (8) 働きやすい職場づくり

- ◆ ハラスメント対策窓口の設置

パワーハラスメント防止対策の法制化に伴い、社協内ハラスメント総合窓口を設置し、職員に対する相談機能強化を図る。

- ◆ メンタルヘルス対策事業

ストレスチェックの実施により、職員の心と体両面の健康保持・増進を図る。

- ◆ ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進

職員の連続休暇の取得が容易となるよう、有給取得勧奨を引き続き行うほか、育児・介護等規則に基づいた休暇制度のさらなる活用に向け関連制度の周知を図る。

- ◆ 特定個人情報保護強化

関連法（個人情報保護法・番号法など）を遵守し、組織的な個人情報漏洩対策を行う。

◆健康経営の推進

職員の健康増進を経営的視点でとらえ、日々の健康管理を組織的に取り組むことで、職員の活力向上や生産性向上等の活性化を図る。

また「健康づくり宣言」を実施し、安心して働ける職場を内外にアピールすることで人材の確保につなげていく。

(9) 社会福祉大会の開催

◆令和7年秋ごろ開催予定。

(10) 部会・委員会の開催

◆事業の推進にあたり、幅広く地域の意見を反映し、住民参加、協働による地域福祉を推進するために部会・委員会を開催する。

(11) 災害時における各種関係機関との協力体制の確立

◆県内市町社協との連携。

◆行政をはじめ、各機関・団体、民生委員、福祉委員との連携強化を図る。

(12) 災害ボランティア連絡会の事務局運営

◆連絡会の開催。

◆災害ボランティア研修会。

(13) 経営基盤の強化

◆事務経費の見直しと収入確保、事業所ごとの収支バランスを図る取り組みの強化。(予算管理プロジェクトチーム)

◆自己財源の確保→ 特別会費、賛助会費の募集。

◆公認会計士・税理士による経営・会計指導・内部監査実施の継続。

◆インボイス制度・電子帳簿保存法への対応継続。

◆未収未払の管理。各事業の月次予算の管理。

2. 永平寺事務所運営事業

永平寺地区の地域福祉と福祉総合相談の窓口として統括運営する。

3. 企画調整事業

各部門相互の事業展開と課題解決および方向性の総合的な企画と調整やリスクマネジメントの管理などを行う。

(1) 苦情解決体制の整備

◆社会福祉法第82条に基づき、当会が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努める。

◆情報公開の一環として、広報誌等により苦情およびその処理状況を公開する。

◆第三者委員会の定期的開催。

(2) リスクマネジメント体制の強化

◆経営リスク全般を見渡し、個人情報漏洩、事故防止に向け体制整備を図る。

- ◆ I Tを活用する上での個人情報を取り扱うリスクやサイバーセキュリティ事故についての知識・対応についてマニュアル化する。

(3) コンピュータネットワークの運用・活用

- ◆ オンラインでの会議、研修等の環境を整備することで業務の効率化とともに、職員同士の連携や積極的な研修参加の機会を作っていく。
- ◆ 各事務所に Wi-Fi 環境を整え、災害時の町民へのインターネット通信環境の提供を継続していく。

(4) 経営改善計画の策定と推進

年度当初より外部機関の介入による、中期的な計画を策定するとともに、抜本的な改革と財政及び経営全般の立て直しを図る。

また、策定過程においては財務状況の見直し、組織や事業体制に加え、職員の意識改革を目的とした研修も実施し、組織一丸となって取り組む。

(5) 町内社会福祉法人との連携

町内における福祉サービスの充実と維持をすべく、町内の現状や方向性を共有していくための連携を図る。

4. 企画広報事業

(1) 広報誌「ほほえみ」 隔月発行（点訳版も発行）

社協活動を通じての福祉情報の発信により町民の福祉力を高め、地域福祉の推進と取り組みへの理解を深める。

(2) オンラインツールを利用した情報発信

ホームページ、Twitter、Facebook、Youtube 等、年代別に利用率の高いオンラインツールを積極的に活用し、幅広い年齢層を対象に福祉情報の発信に引き続き努めていく。また、動画を積極的に活用し、町民にとってわかりやすくイメージのしやすい情報提供に努めていく。

(3) マスメディアの活用（新聞社への投げ込み、ケーブル TV 放映等）

(4) 広報誌発行および SNS 活用に関するスキル向上

各課から構成される広報部会で校正および検討会を毎月行う。また、町民に福祉への関心を深めていただくためのスキル向上を目的に研修会へも参加する。

5. 研修事業（社会福祉援助技術実習生等の受け入れ）

社会福祉の専門職を目指す学生に対し、実習プログラムを通して社会福祉士として求められる姿勢、態度、援助技術を身につける実地教育の場を提供する。

6. やすらぎの郷管理運営事業

社協本所としての機能のほか、上志比地区の地域福祉の窓口として統括運営するとともに、会議や地域住民にサロン等で有効に活用していただける体制づくりに努める。

地域福祉活動事業

1. 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動計画の目標達成に向けた取り組み

- ◆ 本計画をもとに「住民同士が支え合える町」の実現を目指す。また、評価委員会（第2次計画）および策定委員会（第3次計画）を開催し、次期地域福祉活動計画を策定する。

(2) 福祉委員活動の推進

- ◆ 社協と地域のパイプ役である福祉委員との連携を通じて、地域内のキーパーソンとして認知度の向上を目指す。
- ◆ 福祉委員の委嘱式・研修会の開催。 令和8年1月～任期 2年

(3) 地域支え合い活動の推進

- ◆ 町民自らが地域の福祉（生活）課題に気づき、その解決に向けた取り組みができるよう、話し合いや活動の場を設けるなど、住民と協働して地域福祉を推進していく。
- ◆ 小地域福祉委員会設置区の現状把握、課題整理を行い、委員会運営における後方支援を行う。また未設置区に対しても事業の周知を行い、新たな設置を促していく。
- ◆ 「地域づくり」の支援を地域包括支援センターと一体的に事業を推進し、居場所づくりのカタチを事業継続によって創設し、支援していく。

2. ボランティアセンター活動事業

(1) ボランティアセンター運営委員会の運営

(2) ボランティア活動に関する相談、登録、コーディネート

- ◆ 一般町民を対象とするボランティア体験事業の実施

→夏のボランティアまつり 2025 開催予定。

開催場所：永平寺町社会福祉協議会本所及びふれあいホール

開催日：令和7年7月下旬

- (3) ボランティア活動に関する広報啓発、情報提供
 - ◆ ホームページ等による情報発信の強化。
- (4) ボランティア講座の開催
 - ◆ デジタル活用勉強会
高齢者などデジタルが苦手な人がより生活しやすいようにするための手法を学ぶ機会として講座を開催する。また、防災意識の向上にもつなげる。
- (5) 福祉教育、学習の推進
 - ◆ 防災をテーマとした福祉（防災）教育（学校教育課との連携）。
 - ◆ 子どもを中心とした地域への愛着を育む事業（県社協補助金申請予定）。
 - ◆ 福祉教育のプログラムを検討し、学校側が選択する福祉教育を実施。
- (6) 積雪時における除雪ボランティア活動
 - ◆ スノーバスターズ（除雪ボランティア）活動と募集の推進。
- (7) ボランティア活動保険の加入窓口
 - ◆ ボランティアセンター登録者の活動保険料（350 円）を助成。
- (8) 有償ボランティアの検討【新】
 - ◆ 有償ボランティア活動の導入に向け検討を進める。
- (9) ボランティア復縁カードの普及、啓発活動
 - ◆ ボランティアに興味をもってもらうきっかけとして活用継続していく。

3. 地域ふれあいサロン事業

- (1) サロン運営に関する後方支援
- (2) 町内の大学と連携し学生がサロンに参加し、企画立案などサロン運営に携わることで、若者との世代間交流や地域活性化に繋げる。

4. 物品貸出事業

- (1) 福祉車両の無料貸出（有料道路代、ガソリン代は除く）
- (2) 福祉機器、視聴覚機器の貸出

5. 団体事務事業

- (1) 永平寺町遺族連合会
- (2) 永平寺町英霊顕彰奉賛会
- (3) 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会

6. 子ども見守り強化事業（永平寺町子ども見守り宅食支援事業）

地域の関係機関やボランティア等と協働を図りながら「宅食」と「学習支援」の取り組みを展開し、子どもの見守り体制の強化を図る。

(1) 宅食（主にひとり親家庭の対象児童宅を月1回訪問）

上志比地区、永平寺地区の全域および一部の松岡地区に宅食展開。宅食を通して、対象世帯との関係性を深めながら、見守り体制の強化を図る。

(2) 学習支援

町内の小中学生を対象とし、長期休暇中の宿題に取り組む拠点型の学習支援を開催。居場所づくり事業との共同開催も継続化する。

7. 一般配分金事業

(1) 地域見守り訪問事業

(2) つながりワーカー事業

(3) 夏のボランティアまつり（併催）

8. 歳末配分金事業

(1) ひとり暮らし交流会：65歳以上の一人暮らし世帯を対象に交流会を開催。

(2) 広報誌の発行事業

(3) 居場所づくり事業

9. 災害配分金事業

火災等の災害に対して臨時に援助する。

福祉サービス利用支援事業

1. 福祉総合相談事業

暮らしの心配ごとや困りごと等の相談に応じることで課題解決および事業で対応できない相談があっても、迅速に関係機関と連携し、相談者の想いに寄り添った支援を行う。

(1) 「しゃきょうの窓口」（旧心配ごと相談）→各事務所を相談窓口として明確化

◆ 「しゃきょうの窓口」の認知向上を目指し、PRを強化していく。

◆ 電話などでの随時相談に加え、WEB相談受付環境も整備する。

(2) 弁護士による「無料法律相談」

- ◆ 各地区持ち回りで毎月第4木曜日に実施（年間12回）。
松岡（福祉総合センター翠荘）、永平寺（老人福祉センター）
上志比（永平寺町社会福祉協議会本所）
- ◆ 永平寺、上志比での電話による相談に加えて松岡も電話による法律相談を開始。
- ◆ 普及啓発の継続化

2. 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者・障がいのある方が、福祉サービスを利用しながら自立した日常生活を送れるよう、福祉サービス利用援助、金銭管理、書類等預かりなどを中心とした生活支援を行う。また、町内事業所へ普及啓発の推進も図っていく。

3. 小口資金貸付事業

一時的な生活困窮に陥った人を対象に、当会緊急小口福祉資金規程に基づき、資金を貸し付け、世帯の自立更生を図る。また、利用者が自立した生活を営むことができるように、貸付者へは適切な支援計画を作成し自立に向けた支援を行う。

4. 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立を図ることができるために、資金の貸付を行う。
また、特例貸付債務者へ償還に向けた相談等の対応を令和7年度も継続する。

5. 段階的セーフティネット事業

相談事業所等との連携により、安全な食糧の提供や給付金（一世帯3万円/年）の支給により、必要としている生活困窮者等を支援するために実施する。

6. 成年後見サポート事業

- (1) 行政・地域包括支援センター・関係機関等と連携し、相談支援および制度の普及啓発を図る。
- (2) ふくい嶺北成年後見センターによる永平寺町内での成年後見制度相談会を検討。（事前予約制）

在宅福祉サービス事業

1. 配食サービス事業（町受託）

配食および安否確認の継続。

2. 寝具洗濯サービス事業（町受託）

寝具の衛生管理サービス提供。

申請方式での利用を継続（独居高齢者世帯および要介護3以上の方のサービス）

3. 外出支援サービス事業（町受託）

事業持続のため、必要に応じて町と情報共有を図る。

4. 家族介護（交流）教室事業（町受託）

(1) 家族介護者教室事業

◆ 他機関と連携し介護知識や技術などの習得及び相談の機会を強化、安心した在宅生活の継続を支援する。

◆ 介護者のニーズに対応すべく、アンケート調査を継続して実施。

(2) 家族介護者交流事業

◆ 外出や体験を通じた交流を企画し、介護者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図る。

◆ 事業の精査、および町との事業内容の協議検討。

ホームヘルプ事業

1. ホームヘルプ事業

(1) 利用者のニーズに沿ったサービス提供を継続するため、職員の意識、サービスの質の向上を目指す。

(2) 在宅生活を継続していくために、自立した生活に向けた支援ができるように事業所内で日常的に情報共有をしていくと共に、他事業所、関係機関の多職種との連携を密にし、サービス提供に努める。

(3) 登録ヘルパーの従事者が減っているため、職員の体制強化を目指していく。

2. 介護保険対象外ホームヘルプ事業

- ◆ 提供サービスの維持、安定化を図る。
利用者ニーズの収集、職員間の情報の共有と必要なサービス提供に努める。

松岡デイサービス事業

- (1) 業務効率の見直し（ムリ、ムダ、ムラをなくす）を行っていく。
- (2) 研修受講による職員の資質向上を目指す。
- (3) 多職種との連携を密に行い、個別ニーズに対応していく。
- (4) レクリエーションを充実させ、利用者様が楽しめるサービスを実施する。
- (5) 加算取得を積極的行いサービスの質の向上を目指す。

永平寺デイサービス事業

- (1) 個別ニーズには柔軟に対応し、利用者数増、利用回数増を図る。
- (2) ウリの一つであるランチバイキングの内容の強化を図る。
- (3) 施設の立地を生かし広範囲からの利用者の受け入れを行い、地域間の利用者の交流を図る。
- (4) 個別機能訓練の充実に努め、生活機能の維持・向上を図る。
- (5) 加算取得を積極的行いサービスの質の向上を目指す。

上志比デイサービス事業

- (1) 個別ニーズに対応できる、アットホームな居場所づくり。
- (2) 上志比地区だけでなく、上志比地区以外の利用希望者の積極的な受け入れ。
- (3) 行事やイベントを積極的に実施し、PRにより利用者増を目指す。
- (4) 加算取得を積極的行いサービスの質の向上を目指す。

小規模多機能型居宅介護事業（休止） R5.4.1～

えいへいじ訪問入浴介護事業

受け入れ態勢の整備及び要望に応じた対応。

障害福祉事業

1. 障害者計画相談事業

障がい児（者）や難病疾患児（者）の自立した生活を支えるため、当事者が抱える課題の解決や、適切なサービスの利用・継続を支援する。また、社協の強みを活かした様々な社会資源へのコーディネートや、行政、学校、地域、病院、障がい福祉サービス事業所等と有機的な連携を図りながら包括的な相談支援を展開していく。

2. 自立支援居宅介護事業

- ◆ 職員の専門性の向上
 - ・ 利用者のニーズに合ったサービス提供ができるよう、専門職としての資質向上を図る。
 - ・ サービス提供の持続可能な体制強化に努める。

3. 松岡自立支援生活介護事業

- ◆ 障害福祉サービスの継続
 - ・ 松岡デイサービスセンターにおいて、基準該当生活介護事業の強化。
 - ・ 各種研修による職員の専門性向上を図る。

4. 永平寺自立支援生活介護事業

- ◆ 障害福祉サービスの継続
 - ・ 永平寺デイサービスセンターにおいて、基準該当生活介護事業サービス提供の安定に努める。
 - ・ 職員の専門性向上、サービスの質の向上に努める。

5. 自立支援訪問入浴介護事業

事業体制の維持継続。

えいへいじ居宅介護支援事業

利用者が最後まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送ることができるようにするため、介護支援専門員が専門性を発揮して、一人ひとりに寄り添ったケアマネジメントを展開する。また、その環境を整備する一環として、自事業所だけに捉われず、多様な拠点での業務を可能とし、効率的なケアマネジメントを積極的に推進していく。

老人福祉センター運営事業（指定管理）

- (1) 高齢者の居場所づくりの充実
- (2) 元気な生活が維持できるよう介護予防の推進
- (3) 福祉避難所としての準備の定期的な確認作業

地域包括支援事業（町受託）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを引き続き進めていく。

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

◆ 地域におけるネットワーク構築業務

早期発見・見守り・支え合い活動を推進するため、医療、保健、福祉関係機関や民生委員、企業などの地域関係者、ボランティア、地域の関係者とのネットワーク構築に努める。

◆ 実態把握業務

総合相談やひとり暮らし高齢者などの訪問、地域住民や関係機関からの情報収集などにより、高齢者の心身の状況や家族の状況などについて把握を行う。

◆ 総合相談業務

総合相談窓口として、本人や家族、民生委員、地域の方からの高齢者に関する相談に対応し必要に応じて他機関と連携しながら支援を行う。

(2) 権利擁護業務

◆ 成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭的管理、法律的行為へつながるよう成年後見制度の活用を支援する。

◆ 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」に基づき速やかに当該高齢者を把握し、町福祉保健課と連携しながら適切な対応を行う。

◆ 老人福祉施設等への措置の支援

老人福祉法上の措置が必要と思われる場合、福祉保健課と連携し支援を行う。

◆ 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、速やかに実態把握した上で、必要な関係機関と連携し対応策の検討をすすめ適切な支援を行う。

◆ 消費者被害の防止

消費者被害の相談の受付、警察、消費生活相談窓口と情報共有・連携し対応する。また、ふれあいサロン等へ出向いた際には消費者被害を未然に防ぐための啓発活動に取り組む。

(3) 包括的継続的ケアマネジメント事業

◆ 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

対象者が必要とされるサービスが切れ目なく提供されることができるよう関係機関との連携強化に努め、介護支援専門員が介護保険サービスだけでなく地域の社会資源を活用した支援ができるよう支援体制の整備に取り組む。

◆ 地域ケア会議の開催

・ 自立支援ケア会議

多職種の意見から介護支援専門員の資質向上（きづき）、共通の地域課題

を明確化し、課題解決につなげる。

- ・個別ケア会議

解決困難な事例など、地域で支援の必要な高齢者への個別課題解決を図るため関係者での検討会を開催。

- ・身寄りのない人の支援についての検討会議の開催。

(4) 在宅医療・介護連携推進に関する業務

- ◆在宅ケア体制整備に向けた事業展開

医療・介護連携による在宅ケアの充実に向けて、地域の医療・介護関係機関などと連携した取り組みを行っていく。

- ・地域の医療・介護の資源リストの更新。
- ・多職種連携（医療・介護等）研修会の開催。
- ・地域住民を対象とした在宅ケア普及啓発講演会の開催。

(5) 生活支援体制整備事業

- ◆住民が主体となった生きがい支え合い活動を推進。地域全体で高齢者の生活を支える仕組みづくりを進める。※「地域づくり」という共通する役割の地域福祉推進課と一体的に事業を推進していく。

- ・住民主体の集いの場づくりを推進する。
- ・住民と共に必要な取り組みについて模索する「地域支え合い座談会」の企画。

(6) 認知症総合支援事業

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で認知症の方や家族を支援（見守り）していく体制整備に向けての取り組みを行う。

- ◆認知症サポーター養成講座の開催、キャラバンメイトの活動支援

- ◆講演会や広報誌、ケーブルテレビなどでの普及啓発

- ◆認知症カフェの企画、運営への支援

- ・認知症カフェの運営支援・周知活動、新規開拓。

- ◆認知症初期集中支援チームの配置

サービス利用や受診の拒否、対応困難なケースへ初期支援チームでの早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

(7) 指定介護予防支援業務

- ◆介護給付による介護予防支援（介護予防ケアプラン）

- ◆総合事業による介護予防ケアマネジメント

2. 一般介護予防事業

全地域で介護予防につながる活動の場や機会を増やし、身近なところで介護予防が出来るよう、住民運営の通いの場の充実を図るものとする。

- (1) 元気高齢者を対象に運動器具を使用しての筋力トレーニング・運動習慣をつける。(もりもり・ぞくぞく教室)
- (2) 65 歳以上の高齢者を対象に音楽や運動による健康教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。(こつこつ教室)
- (3) 元気高齢者を対象にした、筋力アップに繋がる運動教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。(筋トレ教室)
- (4) 地域の高齢者自ら介護予防に向けた活動のため、重りを使った筋力教室を開催し、生活機能の維持向上を図る。(百歳体操)
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業
介護予防の取り組みを機能強化するため、住民主体の通いの場でのリハビリ専門職による助言等を実施。
- (6) 地域介護予防活動支援事業
フレイル予防に関する活動への普及啓発。

在宅介護支援センター事業（町受託）

在宅の要援護高齢者・要援護となる恐れのある高齢者その家族等に在宅介護等に関する総合的な相談に応じる。また、地域包括支援センターのランチ（窓口）として協力・連携を行う。

- (1) 要援護高齢者等の実態把握。(※訪問調査：ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の台帳整備)
- (2) 要援護高齢者等が自立した生活を送れるよう幅広い相談に応じ、適切な助言や支援を行う。また、家族介護者への支援として介護者同士の交流や学ぶ場などの居場所づくりの企画をする。必要に応じて自宅へ訪問し介護者の悩み事等への相談と支援を行う。
- (3) 地域包括支援センターが行う高齢者の実態調査や初期の相談対応業務に協力・連携する。

基金運営事業

(1) 福祉基金運営事業

福祉基金規程に基づき、社会福祉事業の推進にあたり、必要とする費用の財源とする。

(2) 地域福祉事業安定化基金運営事業

地域福祉事業安定化基金規程に基づき、管理運用する。増大する住民の福祉需要に対応し、地域福祉事業の安定的発展を図るための財源とする。

(3) 介護保険事業運営安定化基金運営事業

介護保険事業安定化基金規程に基づき、基金の管理運用を行う。高質の介護保険サービスを安定して提供し続けることを目的とした積立金。

(4) 施設管理運営安定化基金運営事業

自己資産としての施設について、その維持管理に必要な財源を確保することを目的とする。